外国	
得相互免除法象配当等をい	
外国の法令に	

に改め、同表第十六項第三号及び第五号の項中「相手国等」を「規定において」に、「外国」を「外国の法令に基づき」に改め、同表第十六項第三号及び第五号の項中「相手国等」を「規定において」に、「の外国」を「の外国の法令に基づき」に改め、同表第十七項第三号及び第五号の項中「相手国等」を「規定において」に、「外国」を「外国の法令に基づき」に改め、同表第七項の表第三項の項中「第五号ホ」の下に「及びヘ」を加える。

第七条第一項の表第四項の項中

当該国との間の租税条約	外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項

を

のうち当該国との間の租税条約	のうち外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項

に改める。

第九条中「から第五項まで、第八項及び第十五項」を「、第五項、第六項、第九項及び第十六項」に改め、同条の表第四項の項中「第四項」を「第五項」に、「こと又は」を「こと、」に、「を要件」を「又は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件」に改め、同表第五項の項中「第五項」を「第六項」に、「当該給与又は報酬の支払を受ける者が固定的施設を有しないこと若しくはその者が有する固定的施設に帰せられないこと又は国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないことを要件とする」を「同項に規定する」に改める。

第十六条の表第二号の項中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に、「第条第二十五項」を「同条第三十一項」に改め、同表第三号の項中「第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改める。

第十七条の表第二号の項中「第六十八条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に改め、同表第三号の項中「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二　租税条約等実施特例省令第十六条の十二第一項（第一号に係る部分に限る。）から第四項までの規定は法第四十一条の二第一項（令第三十三条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第五項の規定は報告金融機関等（法第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等をいう。次項において同じ。）が法第四十一条の二第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して報告事項（同項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。）を同条第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第六項の規定は同号に規定する総務省令、財務省令で定める方法について、同条第七項の規定は法第四十一条の二第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第一項第一号中「報告対象契約（法第十条の六第一項」とあるのは「報告対象契約（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の二第一項」と、同号ハ中「法第十条の六第二項第一号」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第二項第一号」と、同条第六項中「報告事項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項」と読み替えるものとする。

2　租税条約等実施特例省令第十六条の十三第一項の規定は報告金融機関等が法第四十一条の二第一項の規定により報告事項を提供した場合について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は法第四十一条の二第三項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第三項の規定は法第四十一条の二第四項に規定する総務省令、財務省令で定める日について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項第三号中「報告事項を」とあるのは、「報告事項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）を」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十六条の表の改正規定、第十七条の表第二号の項の改正規定（「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める部分を除く。）及び同表第三号の項の改正規定　平成三十二年四月一日

二　第十七条の表第二号の項の改正規定（「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める部分に限る。）　平成三十三年一月一日

○総務省令・財務省令第六号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百四号）の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の五第三項及び第十二条の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第九条の三の二第一項」の下に、「第三十七条の十一の四第一項」を加える。

第一条の二第二項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同項第三号中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改め、同項第十二号中「第二号」の下に「に規定する場合には、同号」を加える。

第二条第一項中「第九条の三の二第一項」の下に、「第三十七条の十一の四第一項」を加え、「もの又は」を「もの若しくは」に、「もの（」を「もの又は所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百八十一条第一項第四号ロに掲げる所得に該当するもの（」に改め、同項第五号中「応じ、」を「応じ」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　当該相手国居住者等配当等である譲渡収益（法第三条の二第一項に規定する譲渡収益をいう。第三項において同じ。）で株式又は出資に係るものの支払を受ける場合　当該株式又は出資の銘柄、種類及び数量並びにその取得の日

第二条第三項中「又は同号ハ」を「、同号ハ」に改め、「契約金額」の下に「又は同号ヘに規定する数量」を加え、「又はその他の所得」を「、その他の所得又は譲渡収益」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

九　所得税法第百六十一条第一項第三号に掲げる所得で、第五号又は第六号に掲げる配当等の基因となる株式又は出資の譲渡による所得に該当するもの

第二条第八項中「第九条の三の二第一項」の下に、「、第三十七条の十一の四第一項、第十三項及び第十七項中「の各号」を削る。